

# キラ 輝っと さきベ

崎辺地区自治協議会だより

No.39

発行日：R2.7.20



「な～んも されんけん 寂しかねえ～」自治協  
で意欲的に活動されている方に出会う度に、こん  
な言葉を耳にします。昨年まで、さまざまな事業を一緒に考え一  
緒に楽しんできたことを考えると、5ヶ町の交流ができないこと  
が残念でなりません。例年通りの事業はできないとは思いますが  
“まちづくりへの強い思いや深い絆”を持ち続ける崎辺地区自治  
協議会でありたいと願っています。

事務局：崎辺地区公民館内  
場所：佐世保市十郎新町3番7号

☎：(0956) 27 - 2170

E-mail：[sakibe-ziti@tvs12.jp](mailto:sakibe-ziti@tvs12.jp)

めざそう！ 緑と海に囲まれた  
美しいまち 輝っと“さきベ”

## 臨時理事会において「定期総会」を開催しました



新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から延期していた  
「令和2年度定期総会」を、規約にもとづいて6月29日(月)  
臨時理事会において開催しました。

東天神町公民館長の河野さんが議長に選出され、自治協だより  
“輝っと さきベ”No.38でお知らせしていた各議案について審議  
が行われました。その結果をお知らせします。

提案された6つの議案のうち、第3号議案「規約の一部改正に関する件」を除いた5つの議案は満場一致で可決承認されました。ここでは、多くの意見が出された「規約の一部改正に関する件」について詳しく説明します。

【提案①】は、【規約第2章第6条(役員)の(2) 「副会長 4名」を「副会長 若干名」に改める。】としていましたが、審議の結果「副会長 5名以内」と訂正され可決しました。

【提案②】は、【規約第2章第6条(役員)の第2項 「監事を除く役員は、理事会の理事を兼務できる。」を「役員は、理事会の理事を兼務できる。」に改める。】としていましたが、監事の業務遂行や理事会参加のあり方等においてさまざまな意見が出され、7月定例理事会において事務局から再提案することとなりました。

【提案③】は、【規約第2章第7条(役員)の(4) 「監事は、自治協の会計監査の事務を担当する。」を「監事は、自治協の会計及び業務の監査を担当する。」に改める。】としていましたが、審議の結果「監事は、自治協の会計及び業務を監査する。」と訂正され可決しました。

議案外提案として、前川会長から規約第16条第3項  
「事務局職員は、会長が任命する。」にもとづき、

● 事務局員 … 鶴田 智子：東浜町一組在住

※ 基本勤務日(水・木・金曜日 9:00～16:00)

● 事務局長 … 横尾 勉：崎辺地区公民館長

が提案されました。令和2年度も昨年まで同様、2名  
体制で事務局の業務を行うことになりました。



## 令和2年度の役員を紹介します！

- ◆ 会長 … 前川 三喜男（十郎新町町内会）
- ◆ 副会長 … 大村 徹 男（東浜町一組自治会長）
- ◆ 副会長 … 松本 昭 秀（東浜町二組自治会長）
- ◆ 副会長 … 河野 茂 樹（東天神町公民館長）
- ◆ 副会長 … 金子 孝 成（西天神町公民館長）
- ◆ 副会長 … 伴 義 江（十郎新町町内会長）
- ◆ 会計 … 梅崎 吉 明（東天神町公民館 会計部長）
- ◆ 監事 … 本多 正 宏（西天神町公民館 副館長）
- ◆ 監事 … 鶴田 なをみ（東浜町一組自治会 総務部長）



役員になられた皆さんは、各町内のさまざまな業務を受け持たれていながら、自治協の役員を快く引き受けてくださいました。

5ヶ町の会員全員が心を一つにして協力し、役員さんを中心として“安全安心で楽しいまちづくり”に取り組んでいきましょう！

## “きらっと崎辺 100歳体操クラブ”が始まります！

昨年度大きな盛り上がりを見せた“きらっと崎辺 100歳体操クラブ”の活動が始まります。この活動は、自治協保健福祉部会が主管をして、自治協の「地域コミュニティ計画」“まちづくり活動方針”【まち育て活動・元気づくり活動・輝きづくり活動】を受けて取り組まれるものです。多くの皆さんの参加をお待ちしています。（現在決定している内容をお知らせします）

- ◆ 8/6(木) 脳トレ運動
- ◆ 9/3(木) 内容は未定
- ◆ 10/1(木) いきいき健康教室
- ◆ 11/5(木) 内容は未定
- ◆ 12/3(木) ストレッチ体操

- 場所： 崎辺地区公民館 2階大集会室
- 時間： 10:00 ~ 12:00

※ 講座や運動の後に100歳体操も行います。

※ マスク着用のうえ、運動に適したシューズ・タオル・飲み物は、各自持参してください。 ※

## 7月定例理事会での決定事項

7月17日(金)に開催された「7月定例理事会」で決定された内容についてお知らせします。

- ◆ 定期総会で保留となっていた3号議案「規約の一部改正に関する件」については、現在の規約「監事を除く役員は、理事会の理事を兼務できる。」どおりとし、改正しないこと。なお、監事は【規約第3章第12条】の「理事会は、第6条に掲げる役員と総務部会員(町内会等の代表者)及び部会長を理事として…」に基づき、「監事は理事会に参加できる」という結論に至りました。

- ◆ 今年度予定していた事業「世代間交流ニュースポーツ大会」「崎辺地区親睦球技大会」「第8回崎辺地区公民館まつり」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から今年度は開催しないということになりました。